

2 これまでの取組

本市における放課後児童健全育成事業（学童保育事業：放課後児童クラブ）については、昭和41年度に第一学童保育所を開設し、順次、整備を進め、平成19年度、新町学童保育所の第2施設の整備を最後に、16学童保育所に28クラブを編成し、定数は1,360人とする現在の開所状況となった。

また、運営については、当初から社会福祉法人青梅市社会福祉協議会に委託し、平成18年度から同協議会を指定管理者として運営を委託している。

平成24年度には、午後7時までの延長保育を開始した。

平成26年10月には、国の基準を踏まえ、すべて国基準と同じ「青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」を制定した。なお、設備と児童の集団の規模については、経過措置を設けている。

平成26年12月には、「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、学童保育事業についても掲載し、今後の推計を示した。

＜主な基準＞		※職員のみ従うべき基準（他の事項は参照すべき基準）
<p>支援の目的（参照すべき基準）（第5条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない 	<p>設備（参照すべき基準）（第9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置 ○ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上 	
<p>職員（従うべき基準）（第10条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可） ※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2） ※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む 	<p>児童の集団の規模（参照すべき基準）（第10条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下 	
<p>開所日数（参照すべき基準）（第18条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則1年につき250日以上 ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める 	<p>開所時間（参照すべき基準）（第18条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日） → 原則1日につき8時間以上 ○ 平日（小学校授業の休業日以外の日） → 原則1日につき3時間以上 ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める 	
<p>その他（参照すべき基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など 		

出典：厚生労働省「放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議（平成26年8月11日開催）」資料から抜粋

3 現状

学童保育所入所児童数や待機児童数、小学校全体の児童数など基本的な推移は次のとおりである。

○ 児童数（5月1日現在） 単位：人

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
7,496	7,276	6,992	6,859	6,710

出典：学校基本調査（ただし、東小学校は除く。）

○ 小学校における特別支援学級の児童数（4月7日現在） 単位：人

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
固定	知的	43	50	56	67	72
	情緒	35	44	53	64	80
	小計	78	94	109	131	152
通級	言語等	45	39	33	34	38
	情緒	101	111	127	132	144
	小計	146	150	160	166	182
合計		224	244	269	297	334

出典：市教委特別支援担当資料

○ 学童保育所の入所および待機状況（4月1日現在） 単位：人

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入所児童	1,254	1,260	1,234	1,246	1,304
待機児童	49	62	52	46	194

出典：市子育て推進課資料

○ 学童保育所の学年別入所状況（平成27年4月1日現在） 単位：人

学年	入所児童	待機児童
1年生	536 (8)	15 (7)
2年生	468 (26)	41 (11)
3年生	225 (9)	89 (6)
4年生	66 (4)	40 (4)
5年生	8 (2)	9 (3)
6年生	1 (0)	0 (0)
計	1,304 (49)	194 (31)

※ ()の数字は障害を有する児童数で内数

出典：市子育て推進課資料

○ 各学童保育所の入所状況（平成27年4月1日現在）

単位：人

学童保育所名	区域	定数	入所児童	待機児童
第一	西部	100 (4)	90 (4)	1 (1)
第二	東部 (千ヶ瀬)	80 (8)	80 (4)	26 (1)
(千ヶ瀬)		60 (4)	50 (4)	1 (1)
第三	東部	150 (6)	150 (6)	37 (4)
第四	東部	60 (4)	59 (3)	19 (0)
第五	西部	100 (4)	100 (4)	4 (2)
第六	西部	40 (2)	33 (3)	5 (5)
第七	北小	40 (2)	25 (2)	0 (0)
成木	北成	20 (2)	14 (0)	0 (0)
河辺	東部	100 (4)	100 (3)	12 (1)
新町	東部	160 (12)	160 (4)	5 (1)
霞台	東部	100 (4)	99 (3)	8 (3)
友田	東部	50 (2)	50 (2)	12 (2)
今井	東部	100 (4)	100 (0)	21 (0)
若草	東部	100 (4)	98 (3)	36 (7)
藤橋	東部	50 (2)	49 (2)	5 (2)
吹上	東部	50 (2)	47 (2)	2 (1)
計		1,360 (70)	1,304 (49)	194 (31)

※ 区域欄で「北小」とは北部地域小曾木地区、「北成」とは北部地域成木地区のこと。

※ ()の数字は障害を有する児童数で内数

出典：市子育て推進課資料

青梅市子ども・子育て支援事業計画における学童保育事業の提供区域



児童数は、毎年度100人以上大幅に減少している。児童数が減少するなかで、学童保育所の入所児童数は、減少することなく、定数をほぼ満たしている。

このことから、児童数に対する学童保育所の入所児童の割合は年々高まっていることが分かる。国勢調査によると、青梅市の女性の労働力率は、35～49歳で全国、東京都より高く、25～74歳の各年齢層で上昇している。特に30～34歳の労働力率が上昇している（支援事業計画20ページを参照）。本市においては、女性の労働意欲が高く、学童保育事業に対する需要が高いことが背景にあることが推察される。

このようななか、平成27年度における待機児童は194人（うち障害児31人）と過去5か年度で突出して高くなった。内訳として、平成26年度までの対象者である1年生から3年生まででは145人、拡大した対象者である4年生から6年生までは49人である。低学年だけでも99人増加しており、待機児童の増加は、単に対象児童の拡大だけを理由とはできない。

また、平成26年11月現在、認可保育所に入所している5歳児は675人であった。その子どもたちが平成27年4月には学童保育所入所の該当者となるが、平成27年4月における入所承認者と待機者をあわせた申請者は551人であった。この差は124人である。子どもの成長や家庭の事情なども考慮しなければならないが、約100人超が一種の潜在的な待機児童とみなすこともできる。